



世界の中のA型事業所

全AネットミニセミナーIN新潟

「A型事業所の未来 ～世界と次世代の潮流～」

明治学院大学 米澤旦

簡単な自己紹介

- 専門：福祉社会学、組織社会学

- 主な研究テーマ

 - 広く言えば、社会政策と民間組織の関係についての研究

 - A型事業所、生活困窮者への就労支援事業所などの就労支援組織の組織行動、社会政策との関係
 - 社会的企業（社会的目的をビジネスを通じて解決する）の組織行動、社会政策との関係

目的と構成

●本日の主題

- A型事業所の背景にある政策潮流はどのようなものか
- 海外（特に韓国の）ソーシャルファームの実践や政策から得られるものはなにか。

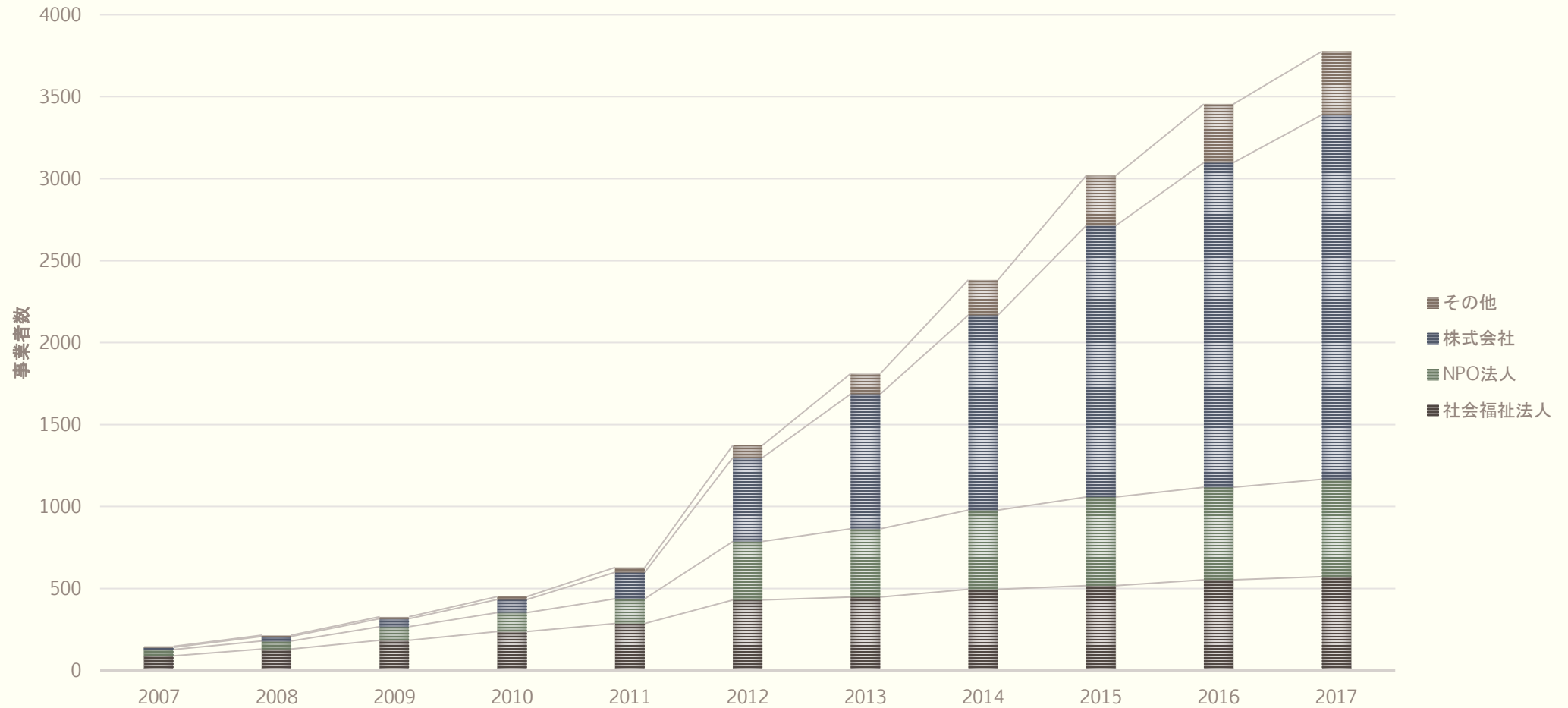
●構成

1. アクティベーション戦略と仕事の場の創出
2. 海外でのソーシャルファームの取り組み
3. 日本への示唆



アクティベーション戦略と仕事の場の創出

A型事業所の拡大



日本における自立支援政策

- 自立支援政策の展開

2000年代以降、日本では、障害者就労以外にも、様々な形で就労支援の取り組みが見られた。

典型的には若者支援の領域であり、若年無業者、生活困窮者への自立支援が拡大。

自立支援政策はアクティベーション戦略の一部

	対象者				
	障害者	若年者	ホームレス	生活保護受給者	シングルマザー
2000年					
2001年					
2002年			ホームレス自立支援法公布施行		母子家庭等自立支援対策要綱
2003年		若者自立・挑戦プラン	ホームレスの自立の支援等に関する方針告示		
2004年		若者の自立・挑戦のためのアクションプラン		生活保護性の在り方に関する専門委員会最終報告	
2005年		地域若者ステーション事業の開始			
2006年	障害者自立支援法施行				
2007年	「福祉から雇用へ」推進5か年計画／工賃倍増計			「福祉から雇用へ」推進5か年計画	「福祉から雇用へ」推進5か年計画
2008年			ホームレスの自立の支援等に関する基本方針		
2009年					

出典：福原（2012）福田他（2014）Takegawa（2011）から著者作成

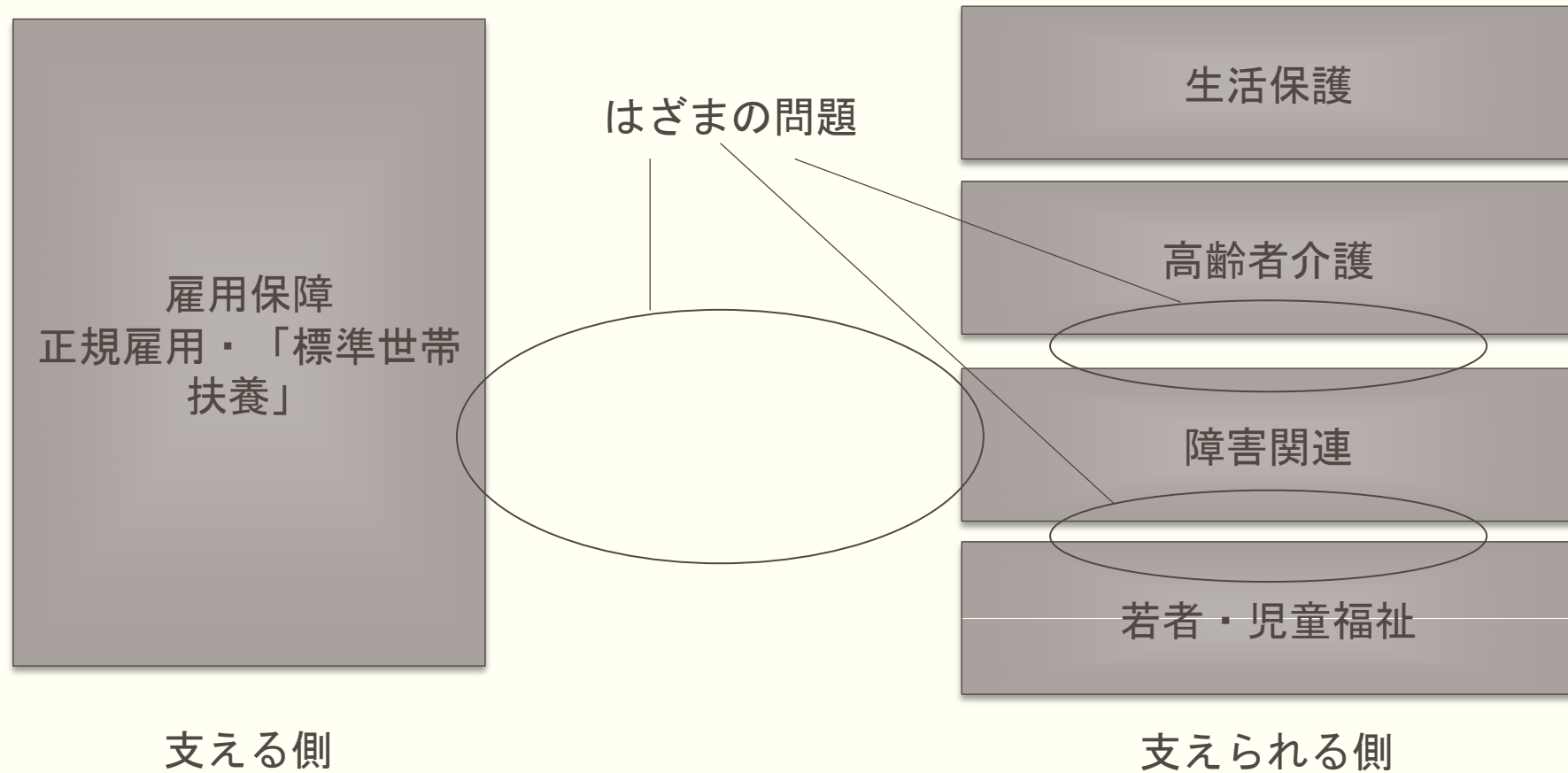
アクティベーション戦略とは何か

- 伝統的福祉国家では対応が難しい問題があらわれてきたことにより、**アクティベーション戦略**がとられるようになってきている。
- **アクティベーション戦略**
 - 「就業可能年齢にある人々にとって、何らかの有用なことをなすこと——とりわけ就労——は公的給付の終了期限まで何もしないより、よいことである」(Eichhorst et al. 2009: 2)
 - 様々な形での就労関連の支援政策が展開。具体的には就労訓練、マッチング、公的（社会的）雇用が代表的。
- 日本の場合には制度のはざまの問題が背景にある。

仕事の場の創出とアクティベーション戦略

- 仕事の場の創出とアクティベーション戦略
 - アクティベーション政策には公的雇用の創出が含まれる。
→広い意味で就労困難者の就労の場を作る取り組みであり、近年注目されるソーシャルファームなどと重なりを持つ。（労働統合型社会的企業と呼ばれることもある）
 - 日本での取り組み：A型事業所に加えて、ソーシャルファームは東京都でも条例ができるなど、展開が見られる。
 - 海外の展開：韓国の認証社会的企業、イタリアの社会的協同組合、ドイツの包摂事業所など、働きづらさを抱えるひとの働く場をつくる試みは世界的にみられている。
- 就労困難者への公的雇用の拡大は、1990年以降のアクティベーション戦略のなかでも注目されている

制度の二元構造と「はざま」の問題



アクティベーション戦略のバランス

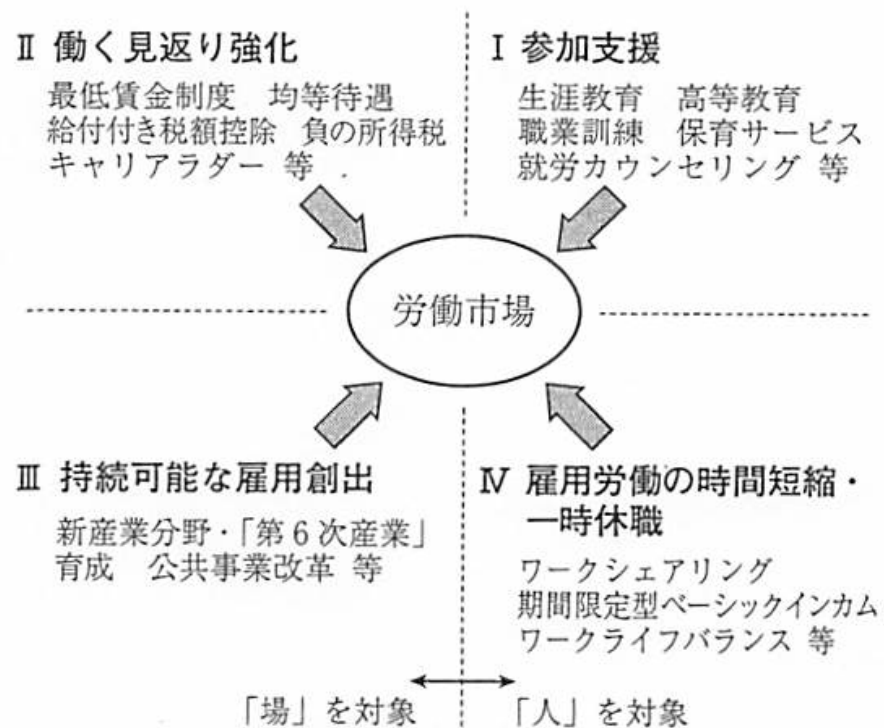


図 4-1 雇用と社会保障の新しい連携

- アクティベーション戦略には多様な方策が含まれる。
 - 参加支援
 - 働き見返りの強化
 - 雇用創出
 - 労働時間の短縮
- 就労移行支援がアクティベーションのなかでは期待されるが、公的雇用（雇用創出）も重要な意味を持つ。

諸外国の代表的なソーシャルファーム

- イタリア：社会的協同組合（1991年から）
 - 精神障害者や若年失業者に雇用の場を作るような取り組みが拡大
→ソーシャルファームの取り組み
- 韓国：認証社会的企業育成法（2007年から）
 - 脆弱階層と呼ばれる就労困難者に就労の場を提供する試みが拡大している。
- 社会的包摂を進めるための取り組みとして民間事業体を重視する取り組みが見られる。これらは社会的企業やソーシャルファームとも呼ばれる。

ソーシャルファームとは

■ ソーシャルファーム

- 就労困難者の就労の場となるような社会的企業を指す。
- 欧州で1980年代から拡大した組織の形態。ソーシャルファームの連合団体であるCEFECが欧州のネットワークのハブ組織になっている。

■ CEFECとは

(Confederation of European Social Firms, Employment Initiatives and Social Co-operative)

- 1987年に設立され、障害者および就労困難者の就業とソーシャルファームを促進するために設立された。2020年時点での事務局は、ルーマニアに置かれている。

【CEFECによるソーシャルファームの定義】

①障害や労働市場で不利な立場にある人々の雇用のために設立された企業である。

②社会的使命を追求するために、商品やサービスの市場志向の生産を利用する企業である（収入の50%以上が取引から得られるものでなければならない）。

③従業員のかなりの数（最低30%）が、労働市場で障害やその他の不利益を抱える人々であること。

④すべての労働者には、その生産能力にかかわらず、仕事に適した市場価格の賃金または給料が支払われる。

⑤労働機会は、不利な立場にある従業員とそうでない従業員の間で平等でなければならない。すべての従業員は、同じ労働にかかわる権利と義務を持つ。

欧州におけるソーシャルファームの代表例

国名	該当法	概要	事業所数	報告団体
フィンランド	社会的企業法 (The Act of Social Enterprise)	2004年に成立。2007年に改正。社会的企業法はSocial Firmの規定と同じ意味。2017年-18年に撤廃されかけたが、最終的に維持された。賃金保障 (2015年に改正)。2019年時点で争点になっている。	280 (2008年) → 40団体以下 (2017年)	VATES Foundation (連合組織)
ドイツ	包摂企業 (Inclusions-firmen)	2001年に成立 (1970年後半に成立した自助会社が起源)。雇用率を未達成の企業の納付金が包摂事業所などへの支援に使用されている。起業資金や賃金支援などが整備されている。	900団体 / 28000人の雇用、40%が重度障害	bag if (連合組織)
ギリシャ	有限社会的協同組合 (Social Cooperative Of Limited Ciioeartative)	1999年に成立。障害者 (特に精神障害) への雇用機会の創出のため。	30団体、3000人のメンバー (心理社会的課題を抱える人が1400人)	POKOISPE (連合組織)
イタリア	社会的協同組合 (B型)	1991年に成立。社会的協同組合とは別に広い範囲の活動を行う社会的企業に関する法律が2006年に成立。	3652 (B型のみ: 2018年) / 31752人の不利な立場にある人が雇用。	Legacoop-sociali (連合組織)
ポーランド	社会的協同組合	2006年に成立。脆弱的な人々を対象とする。	約 1400 団体 (2017年)	KLOS



2. 諸外国のソーシャルファームの取り組み



欧州のソーシャルファーム

EUによる社会的企業の調査での定義

EUによる社会的企業の報告書

- ・ 2020年に報告書に対して社会的企業（ソーシャルファーム）のエコシステムの調査報告を公表。
- ・ 社会的企業は社会ごとに認知度は大きく異なるが、社会的な目的のために活動する事業体が各国で制度化されていることが分かった。
- ・ 具体例としての社会的協同組合

社会的企業の特徴

- ・ 「企業的次元」、「社会的次元」、「包摂的ガバナンスの次元」に社会的企業は特徴づけられている。
- ・ 包摂的ガバナンスが社会性と経済性を両立させるうえで重要だと考えられる。

イタリアの社会的協同組合

概要：コミュニティ（地域社会）の利益を目的とした協同組合。1991年に法制化

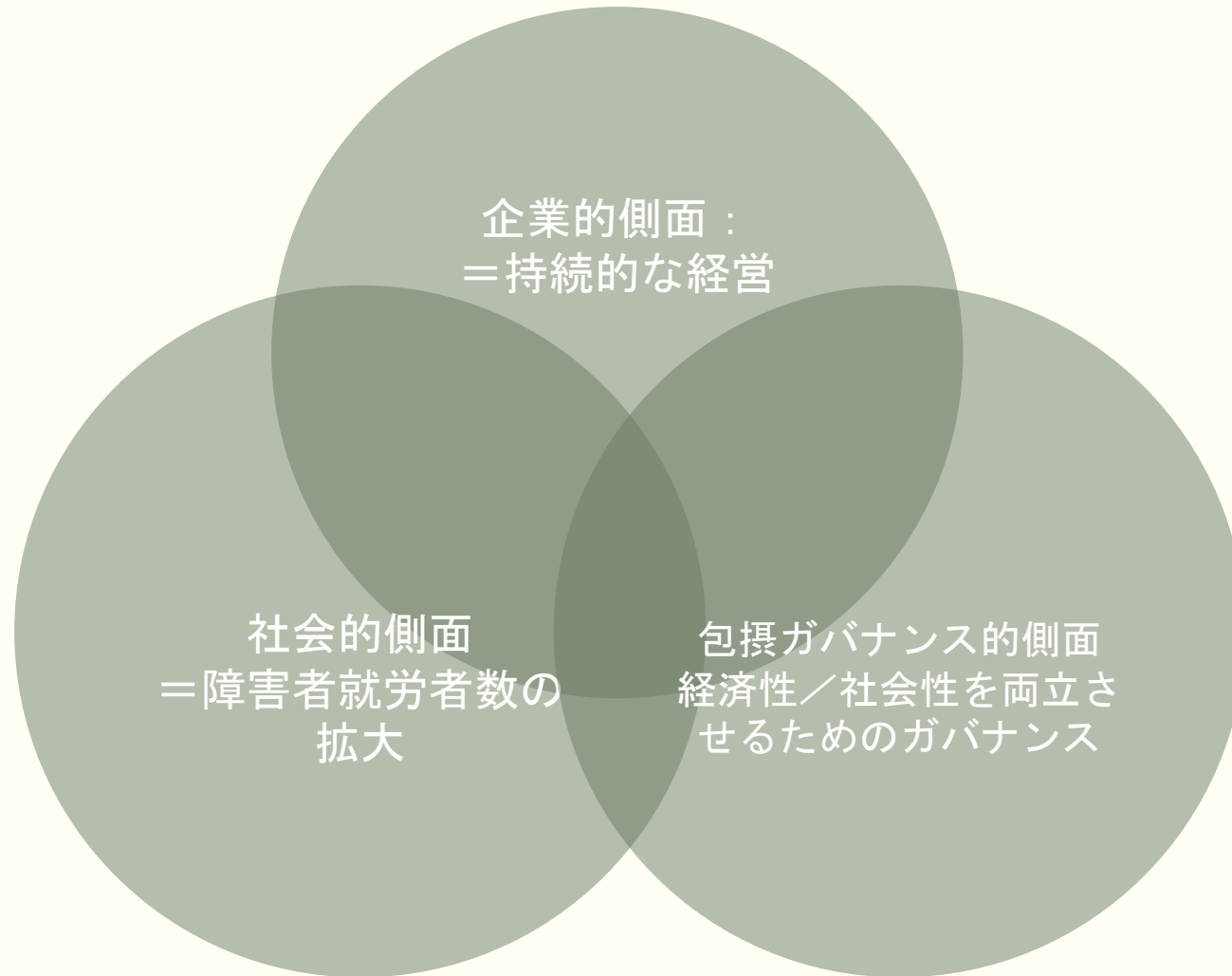
類型：サービス提供を目的とするA型と継続的な就労の場であるB型に区分される。

特徴：30%以上が就労困難者で占められていることが求められる。就労困難者には、障害者だけではなく、刑余者や若年での就労経験が乏しい者も含む。

社会的協同組合の推移

	2003年	2005年	2011年	2017年
社会的協同組合数	5515	7364	11264	15770
労働統合に従事する団体の割合*				34.9%
B型社会的協同組合数**		2419		3652
有給労働者	189134	244233	365006	441000
うち就労困難者	23587	30141	30534	32000

社会的企業の特徴



社会的企業の特徴の三つの次元

主たる次元	一般的な定義	最低限の条件
起業家的／経済的次元	<p>・ <u>安定的かつ継続的な財・サービスの生産</u></p> <p>→収益が私的な利用者、会員あるいは公的な契約者への商品やサービスの販売から得られる</p> <p><u>部分的にでも、生産要素（有償労働、資本、資産）が貨幣経済のなかで機能していること</u></p> <p>→ボランティアと非商業的な資源の両方に頼ることはあるが、社会的企業は通常は貨幣経済で機能する生産要素を用いる</p>	<p>社会的企業に市場志向でなければならない (取引の割合が25%以上出なければならない)</p>
社会的次元	<p><u>追求する目的が明確に社会的なものであること。供給される製品や、運営される活動が、社会的／一般的な利益の含意を持つこと</u></p> <p>→サービスや活動の内容は地域や国際社会のニーズに応じて地域ごとに多く異なる場合がある</p>	<p>社会的目的の優先順位は、国内法、社会的企業の規約、またはその他の関連文書によって明確に確立されなければならない</p>
包摂的ガバナンスの次元	<p><u>包摂的で参加型ガバナンスモデル</u></p> <p>→法人格の有無にかかわらず、関係するすべてのステークホルダーが参加している</p> <p>→利益分配への制約によって（特に資産について特に）、事業の社会的目的が保障される</p>	<p>社会的企業のガバナンスおよびまたは組織構造は、すべての関係するステークホルダーの利益が意思決定プロセスにおいて適切に代弁されることを保証しなければならない。</p>

企業的側面

①組織が法人化されているか否か

②組織が自立しているか否か（公的機関や他の営利/非営利団体に支配されているか否か）、およびその程度（全体的か部分的か）

③メンバーやオーナーがリスクを含む資本を提供しているかどうか、企業が有給の労働者に依存しているかどうか

④SEが倒産した場合の確立された手続きがあるかどうか

⑤民需、公契約、助成金による収入の発生率（収入源全体に対する発生率）

⑥他のプロバイダーでは提供されていない新しい製品やサービスの提供にSEがどの程度貢献しているかどうか

⑦SEが製品やサービスを生産または提供するための新しいプロセスの開発に貢献しているかどうか、またどの程度貢献しているか

社会的側面

- ①明示的に社会的目的が、法定／法律レベルで定義されているか、あるいはSEのメンバーが自主的に定義されている
- ②SEが実施する製品／活動が、国内の法律／憲法に明記されている権利の承認を促進することを目的としている
- ③SEの活動が法律の変更を引き起こしたか
- ④提供される製品が、基本的権利の充足には寄与しないにしても、社会的厚生の上昇に寄与しているかどうか。

包摂的ガバナンスの側面

①SEが新しいステークホルダーの参加および／または関与に対してオープンであるかどうか

②SEは、法律で義務付けられているか、あるいは、実際に、様々なメンバーがバランスよく参加できる意思決定プロセスを採用しているか

③利害関係者の参加があるかどうか（「はい」の場合は、正式な会員資格や、特別な委員会などで利用者や労働者は非公式なチャンネルを通じて発言できる）

④マルチステークホルダーの所有構造が法律で定められているかどうか（例：フランス）

包摂的ガバナンスの側面

⑤SEは社会会計の手続きを法律で義務付けられているのか、義務付けられていなくても実際に行っているのか

⑥社会的埋め込みの度合い（SEが果たす重要な社会的役割に対する地元住民の認識が孤立しているか）

⑦非利益分配制約がオーナーに適用されるのか、オーナー以外のステークホルダー（労働者や利用者）に適用されるかどうか、短期的なものなのか（利益が分配できない／上限がある）、長期的なものなのか（アセットロック）、短期と長期の両方なのか

⑧キャップ（利潤分配の制約）が外部で規制されているか（法律または規制当局によって定義されている）、またはSEの法律によって定義されているか

⑨労働者や管理者の報酬の制限も課されているかどうか（利益の間接的な分配の回避ができるかどうか）

欧州のソーシャルファーム／社会的企業の強調点

参加的ガバナンスの強調

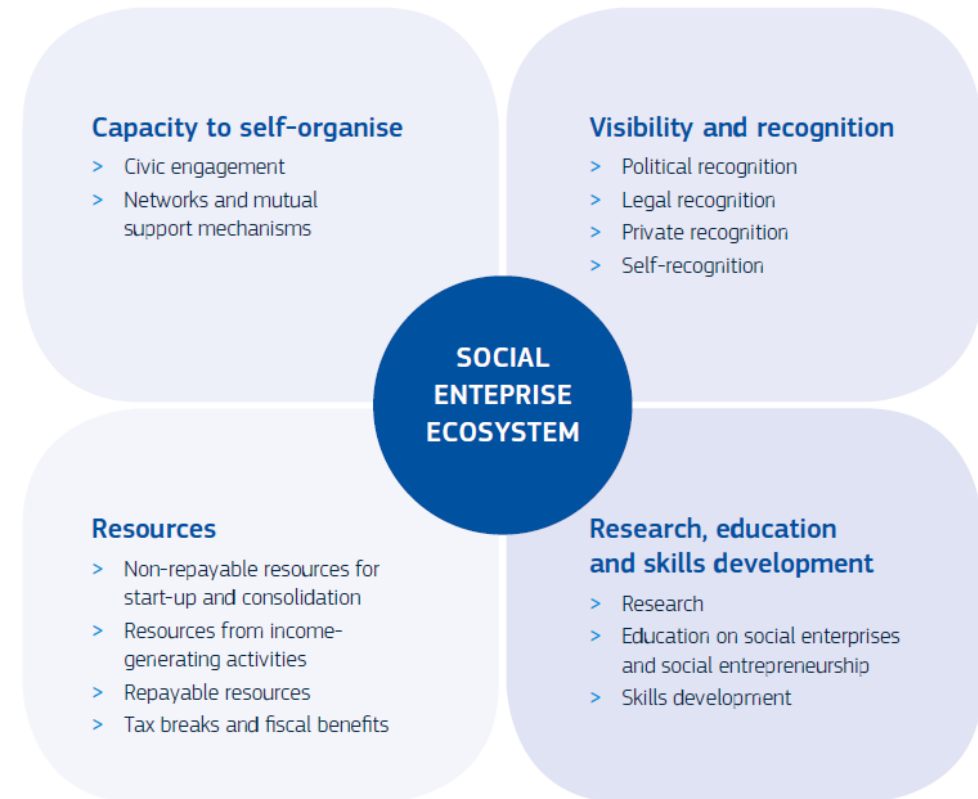
- 経済性も大事だが、社会的目的が明記されるかどうか、意思決定に関して当事者や地域社会の声を反映しているかを重視。
- 「参加的なガバナンス」は①参加的な意思決定がなされていること、②利益や資産の分配に関する制約が定められていることに分けられる。
- さまざまなステークホルダーの参加を促すような仕組みが重視

社会的企業のエコシステムへの注目

■ エコシステムという視点

- 社会的企業の調査では社会的企業の**エコシステム**に注目している。
- エコシステムとは、個別組織に加えて、公的資源、金融機関、職業訓練を行うような組織も含めた組織ネットワークのこと
- 社会的企業（ソーシャルファーム）の組織の活度に加えて、認知度／資源／研究教育・人的資源開発の視点を組み合わせて、各国の制度を把握しようとする。

- EUの調査報告書では、個別の組織に加えて、関連諸制度やネットワークに注目している。





韓国での認証社会的企業

韓国の社会的企業育成法

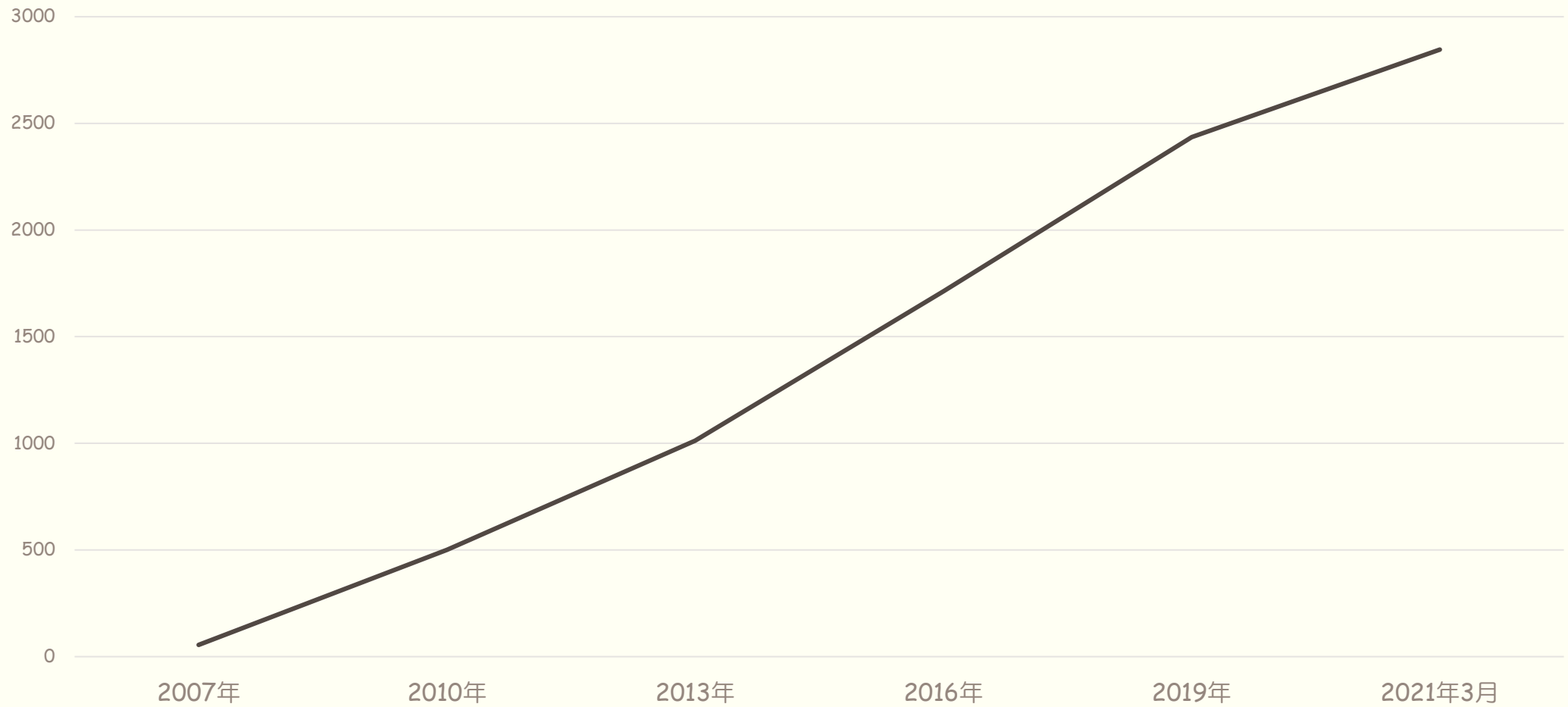
■ 社会的企業育成法（2007年）

- 意図：脆弱階層とよばれる生活困窮者や就労困難者の拡大に対して、継続的に就業できる場の拡大を目指して設定。
- イタリアの社会的協同組合を参照例として、制度整備。
- 内容：社会サービス提供型、雇用創出型、その複合などからなる。
- 支援策：時限的な人件費補助などがあり、急激に成長。

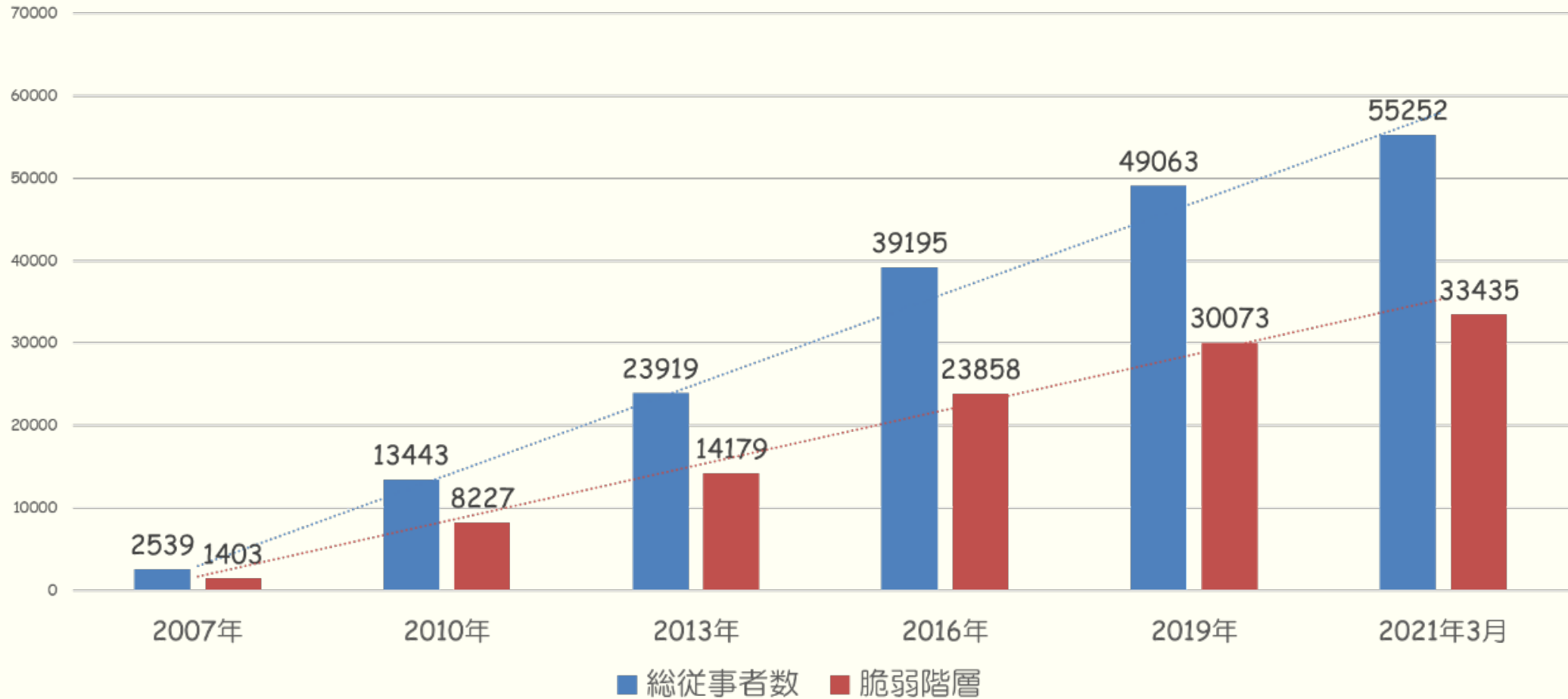
■ 2010年代の方針の拡張

→ほかの類似の組織形態と併せて、社会的経済企業のエコシステムを作ることが重視されるように

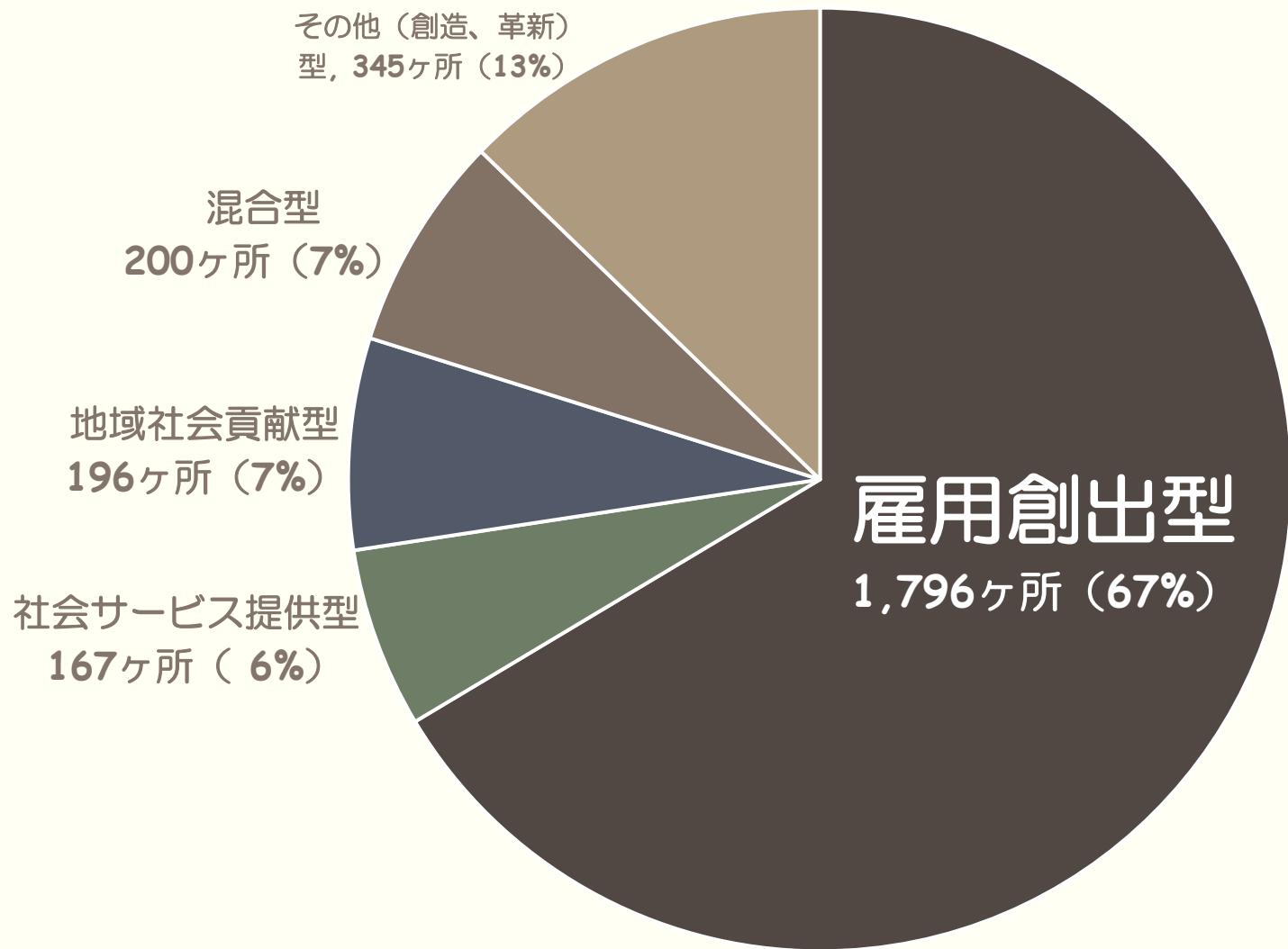
韓国の社会的企業数の推移



社会的企業の従事者数の推移



社会的経済企業の類型



社会的企業の取り組み：Hisbeans

- 概要：2008年に創業した精神障害者就労を目的とした認証社会的企業。
- 事業：中心的な事業はカフェ事業で、ソウル中心部で20店舗以上のカフェを運営している。韓国で障害者雇用を進める企業へのフランチャイズなども展開。
- 雇用創出の規模：100人程度が雇用（60名程度が障害者であり、精神障害者が中心）それ以外に、移民女性、脱北民、高齢者への職業訓練（バリスタ）も行う。



社会的企業の取り組み：Hisbeans



Hisbeansの経営的な工夫／支援面での工夫

■ ソーシャルフランチャイズ

- 障害者雇用の場をカフェ店舗を増やすことによって拡大する取り組み
- 自社の店舗だけではなく、企業と連携して大手の企業内にカフェ店舗を作り、障害者雇用の場を拡大することを試みる。

■ 個別的な支援

- 多面的支援システム：ひとりの障害者を組織内外で7名がサポートする体制をとる。
- 自治体などの行政機関も含めた生活支援の取り組み

The Sarang



The Salang

- 障害者の就労支援目的とした雇用創出型の社会的企業
 - 25人程度の知的・精神障害者が働く。
- 活動内容
 - 企業からのパッキング作業の受注
 - 自社がデザインした文房具等のデザイン・販売

→精神障害のある人や高齢者の仕事の場を作り、最低賃金以上の賃金（10万円以上）を支払っている。

ソーシャルファームを支援するためのエコシステム

ソウル社会的経済支援センター

- ・ 起業のためのコンサルタントやスタッフのトレーニングなどを行う。
- ・ コンサルティングやスタッフへの職業訓練は社会的企業のスタッフへのインタビューでも強調
- ・ 社会的企業の情報交換のためのハブとしての活動
- ・ 大規模な敷地にコワーキングスペースや社会的企業支援のための仕組みが整備されている

ただし、公的支援が強いため不安定な側面も

- ・ ソウル市長の失職とソウル市の政権交代
- ・ →社会的企業も含めた社会的経済の支援の仕組みが大きく変化することに



韓国の社会的企業の参加的ガバナンス

- 韓国の認証社会的企業にも参加ガバナンス的な要素がある
 1. 資産配分の制約（「会計年度別で分配可能な利潤が発生した場合は、利潤の3分の2以上を社会的目的のために使うこと）
 2. ステークホルダーの関与（社会サービス型は受益者代表が1名、労働統合型は従業員代表1名が経営に参加すること
 3. 説明責任の達成（年度ごとの事業報告書の労働部への提出が義務付けられている）などが求められる。

社会的企業のエコシステム

■ エコシステムの重視

- 韓国でも2010年代以降は個別の組織へ支援ではなく社会的企業のエコシステムを形成することを目標とする。
- エコシステムを形成することで、事業体の自発的な増加や維持が期待されている。
- 個別の事業体（例：Hisbeans）でのヒアリングでも、起業家間のつながり、大企業の経営者とのネットワーク、福祉的支援をする機関と連携しながら社会性と経済性を両立させることの重要性が語られていた。



3. 日本への示唆

海外のソーシャルファームに共通する視点： 参加的ガバナンス／エコシステム

- 社会性と経済性の両立を図るための工夫。
 - ①参加的ガバナンス、②社会的企業のエコシステム
- 欧州の社会的企業の制度でも、社会的企業育成法でも当事者や地域社会の声をどのように反映させるかが課題になっている。
- 加えて、ソーシャルファーム単独の支援ではなく、相互の助け合いやソーシャルファームを支援する団体も含めた「エコシステム」の構築が重要な意味を持っている。

日本の状況の示唆

■ 参加的ガバナンスについて

- A型事業所において、参加的なガバナンスをどのように構築するか。
→地域のつながりや情報公開、当事者の参加をどのように拡大するか、工夫としてどのようなものがありうるか。

■ エコシステムについて

- A型事業所のエコシステムはどのように形成していくか。
→支援者の養成、起業家間のネットワーク、人材育成などをどのように構築するか。

地域資源としてのA型事業所

■ ベーシックアセットとしてのA型事業所

- 最近では、地域社会における福祉や雇用的な資源を地域社会のアセット（資産）として捉えることが重要だという指摘がある（宮本 2020）。
- 「社会が提供する基本的な資産で、誰もがアクセスできるべきもの」（Demos Helsinki）地域における有用な資源を誰もが共有できる形で使用するための考え方。
- A型事業所も就労の場、生産物を地域社会に提供するという意味でベーシックアセットの一部になりうる。

■ よりよい障害者就労の場となるためにどのような取り組みが必要なのか

→「参加的ガバナンス」や「A型事業所のエコシステム」のような視点で活動を広げること
で、よりよい形で、A型事業所も地域の担い手となるのではないか。